

中東諸国の法律・司法制度

—最近の動き—

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

安倍首相は今年に入って、サウジアラビア、UAE（以上、4月～5月）、バーレーン、クウェート、カタール（以上、8月）と湾岸協力会議（GCC）諸国の中の5カ国を訪問した。そこで今回はそれを機会として、日本とも関係の深いGCC諸国の地域統合の現状を、主として法的側面から纏めて整理してみることにしてみた。

1. 憲章の定める地域統合の目標と仕組み

まずは、GCCの基本合意である憲章が、地域の統合（のための加盟国間の協力）について、その目標とそのための仕組みをどのように定めているかを確認しておこう。

(1) GCC憲章は1981年5月25日にUAEのアブダビで調印されたもので全22条から成っており、GCCの理念と設立目的や機構、運営方法などを定めている。憲章が調印された1981年5月というのは、1979年12月のイランにおけるイスラーム革命とそれに引続き勃発したイラン・イラク戦争という、アラブ湾岸地域の安全が将来に危機に瀕していたときであった。従って、GCC設立の焦眉かつ最大の目的は加盟諸国の政治的独立の維持と安全保障であったと考えられるが、憲章の文言上は、政治・外交・安全保障よりも経済・通商関係や教育・文化面での政策の統合が前面に打ち出されている。

加盟国はUAE、バーレーン、サウジアラビア、

オマーン、カタール、クウェートの6カ国であるが、これらの諸国は特別の関係と共通の性格で結ばれたイスラーム国家であり、アラブ民族としての理念と目標を以て、協力と強調の関係を強化していくことを共通の目標としている旨が、先ず前文で宣言されている。

憲章が明示的に示している協力の分野は、経済・財政、通商・関税・通信、教育・文化の分野での共通する規則の作成であるが、それと並んで工業、鉱業、農業、水および畜産の分野での科学的、技術的進歩の促進などが謳われている（第4条）。

(2) GCCの最高意思決定機関は加盟国の元首で構成される最高会議である（第7～9条）。最高会議の定例会議は毎年1回加盟国の持回りで開催され、閣僚会議や事務総長からの勧告、提案、報告等を審議し、実質事項については全会一致で、手続事項については過半数の賛成で、決定し、また、これらの機関に事案の研究や対策その他の立案を命じる。なお、憲章には最高会議に紛争処理委員会を付設する旨が定められている（第10条）が、その他に、各加盟国から5名、合計30名の委員から成る諮問委員会が付設されている。

次に重要な機関は閣僚会議である。閣僚会議は事案に応じて、加盟国の外務大臣その他の閣僚で構成され、原則として3ヵ月に1回開催される。議長は前回の最高会議開催国の閣僚が務めるものとされている。その権能は、最高会議への提案・

勧告事項の審議・決定、加盟国への勧告事項ならびに次回最高会議開催場所の決定等である。閣僚会議の定足数は3分の2であり、その決議は、実質事項については出席した国の全会一致で、手続事項については出席閣僚の過半数の賛成で、成立する（第11～13条）。

GCCの事務総局はサウジアラビアのリヤドに置かれている（第2条）。事務総局の長（事務総長）は最高会議が加盟国の国民の中から任命する。任期は3年で、1度に限り再任が認められる。事務総長を補佐する事務次長（現行10名）は、事務総長の指名に基づき閣僚会議が任命する。事務総長以下の事務局職員は、職務上の独立が保証されている（第14～16条）。また、事務総局の予算は加盟国が均等に負担するものとされている（第18条）。なお、GCC憲章は閣僚会議の決議に基づき、アラブ連盟と国際連合に付託され、登録されるものとされている（第22条）。

(3) GCCの設立から30年以上が経過したが、米国のオバマ政権下でのイラクからの米軍戦闘部隊の撤退により湾岸地域におけるイラン・イラクとGCC諸国との間の安全保障上のバランスには大きな変化が生じたことに加えて、アラブ諸国のみならずトルコやイランにおいても政権の動揺や交代などがあって、中東諸国全体が未だに政治的大変動の最中にあるにもかかわらず、GCC憲章自体には何らの変更も加えられていないし、またその運用においても大きな変化は特には見受けられない。それは、加盟国の主権の範囲内で協力するという地域機構としてのGCCに内在する限界であって、加盟国の対応能力の不足によるものではないのであろうが、このような動乱期においても変更や変化がないということは、意外にも、憲章の定めているGCCの目的と機構上の仕組みが、その大筋においては間違っていないことを示しているのかもしれない。

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

2. 政治・外交・安全保障の分野での協力

(1) 以上述べたように、GCC設立の経緯に照らせば本来は最大の目標であるはずの各国の安全保障の分野での協力は、未だこれという成果を見せていない。GCC事務総局のホームページでは、① 1980年代におけるイラン・イラク戦争とそのGCC諸国への波及防止への対応、② 1990年代におけるイラクのクウェート侵攻への対応、ならびに、国際社会の協力によるクウェートの占領からの解放とその独立の維持、③ UAEの領土であるアラブ（ペルシャ）湾の3つの島のイランによる占領とそれへの対応、④ パレスチナ問題を始めとする中東地域の平和に関連する問題に対するアラブの国としての対応などをGCCの設立以来の政治的成果として挙げているが、GCCが存在したからこれらの成果が得られた（もし存在しなければ得られなかった）というには、いかにも弱いと言わざるを得ない。

本来であれば最大の目標であったはずのこれらの分野における加盟国の協力が思うように進展してこなかったことの最大の理由は、それを進めると加盟国の主権の維持と衝突する可能性があるからであろうが、その点は最後に纏めて考えるとして、以下では、軍事面および国内の治安維持面での協力の具体的状況をもう少し見ておくことにする。

(2) 軍事面での統合の成果としてGCC事務総局が挙げているのは、① Peninsula Shield Forceの設立、② GCC合同防衛協定の締結（2000年12月）とそれに基づく各国の司令部間の意思疎通やコミュニケーションの統合、③ 空軍のレーダー網や早期警戒システムの統合を主体とする Cooperation

Belt Projectの推進、④ 各国の軍隊の共同演習等であるが、いずれも十分な成果を挙げてきたとは言いがたいようである。

これらの内、①の Peninsula Shield Force というのは、イラン・イラク戦争の続いていた1981年11月の最高会議の指示により国防大臣会議が作成した案に基づき、翌1982年10月の最高会議で急遽作られたGCC加盟各国の軍隊から成る機械歩兵部隊のことで、規模は2大隊・1万人規模と言われている（最近の報道では、3～4万人規模というものもある）。平時はサウジアラビアの東部地区にある King Khalid Military City に駐屯して、主としてクウェート国境地帯の警備に当たっているが、2011年3月に始まったバーレーンにおける大規模デモ騒乱の際には、バーレーン国王の要請に応じて部隊の一部（サウジ軍とUAE軍の混成部隊で、兵力は合計1,500人であったと言われていた）を現地に派遣し、バーレーンの軍隊・警察と共にデモ隊の排除に当たらせている。

(3) 国内の治安維持の分野では、1982年2月に設置された加盟各国の内務省の専門家から成るワーキング・グループとそれを受けた内務大臣の毎年の定期会合で情報の交換や政策の統一を行っている他、閣僚レベルで締結された協定ではあるがGCC Security Agreementが存在する（2012年11月）。また、テロ対策の分野では、2004年にGCC Counter-Terrorism Agreementが締結されており、これに基づいてPermanent Anti-Terrorism委員会が設置されている。その他国内治安の面では域内における人と物の移動の問題も関係があるが、これについては次項の通商・経済面での統合のところでも触れることとする。

なお、直近の最高会議である2012年12月のバーレーンにおける最高会議の最終コミュニケでは、加盟各国の軍事力の増強と“Common Defense System”の促進を通じての合同の集団的安全保障の確立が今後の目標として掲げられている。

(4) 最後に、この分野での動きとしては、① 従来から見られているイエメンへの援助の更なる拡大や、② 何れも王国であるヨルダンとモロッコのGCCへの参加の可能性打診の他、③ 2011年のリヤドでの最高会議の開会式におけるアブダッラ・サウジアラビア国王の演説で示されたGCCをpolitical unionにしようとの呼びかけ（にどう応えるか）などもあるが、何れも直ちに進展する種類の話ではなさそうである。

3. 経済条約の定める通商・経済面での統合

GCCの通商・経済面での目標は、1981年に締結された最初の経済協定と、それを全面改定した2001年の経済協定で明らかにされている。現行の経済協定は全9章33条から成っており、先ず① 域外諸国の産品に対して共通の関税率を始めとする共通の関税政策を適用する「関税同盟」を作り、次いで② 域内の人、物、資本、サービスの移動を自由化する「共通市場」を設立し、最終的には③ 単一の共通通貨を持つ「通貨同盟」にまで進もうという内容の、大変意欲的なものである。現行の経済協定とGCC事務総局の説明に沿って、その大筋を以下に整理して、確認しておく。

(1) 関税同盟

これは、(i)共通域外関税（原則として5%）、(ii) 共通通関規則・手続き、(iii)単一の入域ポイントにおける関税の徴収、(iv)域内の関税・非関税障壁の撤廃（ただし、農産品や畜産品の検疫に関する法律および輸入禁止・制限品目に関する規則を除く）、(v)域内産品を国内産品と看做すこと、などを内容とするものであるが（経済協定第1条）、これらについては、最初の入域ポイントで徴収した関税をその対象物品の最終仕向国へ振り分けるための手続きや、加盟国によって若干の差異がある禁制品の取扱い等に関する事務的・手続的事項の調整・整備を除いては、既に達成されていると説明されている。

(2) 共通市場

次に共通市場については、上記(1)の関税同盟の第(v)項目で述べた「物」の自由化に加えて、「人、資本、サービス」の自由化が経済協定の第3条その他の条項に規定されており、そのための加盟各国の国内法の整備が必要といわれているが、2010年の最高会議の後で発表された最終コミュニケをみると、最高会議は事務総長からのGCC共通市場に関する報告に満足するとともに、域内の更なる統合のために、加盟国の会社が他の加盟国において開設した支店に内国会社の地位を認めることを決定したと述べているので、この目的についても、最高会議としては達成済みと看做しているようである。

以上はGCC事務総局の資料から纏めてみたものであるが、加盟国としてどのような措置を講ずべきかが余りはっきりとしないように思われる。たまたまサウジアラビア商務省のホームページに、GCCの統一経済政策の目標や基本的考え方、ならびに、政策統一に至る仕組みについて説明した箇所があり、そこで政策の統一に至るまでのGCCサイドと加盟国サイドの為すべき作業をまとめているので、その部分を、箇条書きに纏めてご紹介してみる。

- i) GCCの通商協力委員会および産業協力委員会による、国内産業の振興、ダンピングの防止、不正競争と秘密保護に関する統立法、ならびに、商工会議所との協力のための方策の策定
- ii) 加盟国による標準工業規格等の策定と外国製品への適用
- iii) 加盟国の締結した2国間通商協定の見直しと調整
- iv) 加盟国による通商関係国内法令および手続きの統一
- v) 加盟各国の商務省、財務省の代表者で構成する統一通商政策委員会の設置
- vi) 関係各委員会および事務総局による統一通

商政策の実施

(3) 通貨同盟

最後の通貨同盟については、経済協定では前文でこれを目的の一つとして掲げ、本文においても、通貨の統合を含む“Monetary and Economic Union”の実現のために努力すべき旨を規定している(第4条)けれども、まだ実現するには至っていない。というよりも、2001年の最高会議で2010年1月1日までに単一通貨を持つ通貨同盟を作るという目標を設定していたにもかかわらず、2006年にはオマーンが、また2009年にはUAEが、夫々通貨同盟への不参加を表明するに至り、現状では残った4カ国(バーレーン、サウジアラビア、カタール、クウェート)のみで同盟を作るという、中途半端というか、極めて不自然な形になっている。

すなわち、上記の4カ国は2008年12月にGCC Monetary Union Agreementに調印し(発効は2010年2月)、それに基づきStatute of the Monetary Councilが作られ、2010年3月にMonetary Councilの第1回Board of Directors(メンバーは加盟各国の中央銀行の総裁)が開かれ、その後も統計委員会の設置や事務総長の選任等の動きを示している。そしてGCCの最高会議は、2008年の会議でこれら2協定を承認するとともに、GCC中央銀行の設立を促し、また2009年の会議では締約国によるこれら2協定の批准を祝福するとともに、Monetary Councilの設置を命じている。しかしその後はこれといった進展はないようで、2010年以降の最高会議の最終コミュニケには、通貨同盟に関する特段のコメントは見受けられない。

上記の4カ国間が締結したこれら二つの協定は、加盟国間で単一の通貨を持つ通貨同盟を結成するために、将来の統一中央銀行の母体となる通貨諮問委員会(Monetary Council)を作って、先ず統一された金融財政政策を策定し、それに基づいて統一された中央銀行の設立と単一通貨の導入のため機構や制度の整備をしようとするものであ

るが、それらの設立や導入の目標時期は定められていない。なお、Monetary Union Agreementには加入条項が定められており(第27条)、オマーンやUAEの参加の道は開かれている。

ところで上記1. で述べたように、最高会議の決議は全会一致でなされるものであるから、上記のMonetary Unionに入っていないオマーンやUAEは、これらの決議に賛成することによって、(自分達を除いた)4ヵ国による通貨同盟の成立を祝福し、早急なMonetary Councilの設置(ひいては4ヵ国だけの統一中央銀行の設立)を促したことになるが、それは両国の真意なのであろうか。オマーンとUAEの通貨同盟不参加の理由は不明確であるが、これらの2ヵ国を除いた通貨同盟はいかにも不自然で、考え難いものだと認識は、これらの2ヵ国を含む全GCC加盟国に共通していると思われる。何れは加盟すると思ひながら、互いに様子を見合っているというところであろうか。

UAEが不参加を表明したのは、通貨同盟の中央銀行を自国に置きたいからだという観測記事も見受けられるが、それがUAEの本意であるかどうかは判らない。ちなみに、上記の4ヵ国間の協定では、Monetary Councilの本部はサウジアラビアのリヤドに置くと定めているが、統一中央銀行の所在地や所在国については特に定めてはいない。Monetary Union Agreementの第23条で、「中央銀行はhost Stateとの間でHeadquarter Agreementを締結する」と定めているのみである。関税同盟や共通市場に較べると、通貨同盟は、最終的には加盟国の主権を制限する結果を伴うことが多いので、今そこまで行く必要はない(まだその時期には至っていない)、今は自国の立場を守るために、他国の出方を見守っていた方が得策だ、といったところが本音なのではなかろうか。

(4) 今でこそ豊かな産油国と言われているGCC諸国ではあるが、常に豊かであったわけではない。石油輸出の先陣を切った1950年代のクウェートで

別にすると、1973年の第1次オイルショックからの数年間や2000年に入ってから石油価格の高騰期を除けば、GCC諸国の国庫は枯渇状態であることが多かったのである。GCC設立の主たる目的が加盟国の政治的独立の維持と安全保障にあったことは間違いないが、通商・経済政策の立て直しを通じての自国の財政の健全化もまた大きな目標であった。関税同盟と共通市場とをほぼ達成し、総仕上げであるはずの通貨同盟への移行の段階に至って経済統合への熱意がやや冷めたように見受けられるのは、2000年代に入ってから石油価格の異常な高騰で、加盟国の身勝手が出やすい雰囲気が生まれたせいなのかもしれない。

4. 立法・司法面での協力

これらの分野では、①国内法の共通化のための準備作業や、②域内の紛争処理機構(仲裁機関)の整備等が注目される。まだ具体的成果は少ないようであるが、GCC事務総局のホームページから、その幾つかの動きを紹介してみる。

(1) 国内法の共通化のための準備作業

加盟各国の国内法の共通化(統一化)については、(i)民事法の分野では、身分法、未成年者法、民法など、(ii)刑事法の分野では、刑法や少年法など、(iii)訴訟その他の紛争処理手続に関連する分野では、民事手続法、刑事手続法、証拠法、調停手続法、司法共助法、弁護士法など、(iv)その他の分野では、不動産登記法、公証人法、入国管理法などの、各国内法の統一条文が立案・準備されている。

これらの中で最も注目すべきは民法であると思われる。2012年8・9月号の本稿でサウジアラビアの法律・司法制度について述べたが、その中で触れたように、サウジアラビアには成文化された民法典が存在しない(同様にオマーンにも成文化された民法典はまだ無い)。そのためサウジアラビア(やオマーン)で事業を行う外国企業は、これらの国の民事(に限らず、すべての面での)基本

法規であるシャリーアから適用法規を探さなければならぬという、思わぬ不便に遭遇することが間々あることになる（外国企業と取引するサウジの事業体も、同様の不便に遭遇するであろう）。GCC 事務総局のホームページからでは統一民法典の案文そのものを知ることはできないが、その説明によると、1997年のクウェートにおける最高会議で採択された1242条から成る統一民法の案文があり、2001年のオマーンおよび2005年の UAE における最高会議において、何れも次の4年間、加盟各国における検討に付するものとされている。その後その案文がどう取り扱われているのかは不明である。

サウジアラビア（およびオマーン）において未だに民法が成文化されていない最大の理由は、民法は人と人との関係を律する基本法であるから、これを成文化（条文化）することはシャリーアが禁じている「人間による法律の制定」に繋がる恐れがあるという立場からの、主としてシャリーア法学者からの強い反対（抵抗）があるためであると言われている。これはいわばイスラーム法学の原理・原則に基づく反対であるから、それを乗り越えるのは簡単ではないと思われる。サウジアラビアで現在進行中の司法制度改革の成り行きなどにも影響されるのではないだろうか。

(2) 域内の紛争処理機構の整備等

GCCの紛争処理機構としては、1993年の最高会議でその設置が決議され、1995年3月から活動を開始したGCC 商事仲裁センター（所在国：バーレーン）がある。このセンターの管轄事項は、「GCC 国民（自然人および法人。以下同じ）間またはGCC 国民とそれ以外の国民との間の商事紛争、ならびに、GCC統一経済協定およびその実施に関する決議の実施から生じた商事紛争で、当事者が紛争の事前または事後に、当センターに付託することに書面で同意したもの」とされている（同センター仲裁規定第2条）。仲裁は、当事者の合意

に基づき、1名または3名の仲裁人によって行われる（同上第10条）。GCCの域内にはDTFC Arbitration Centreを始めとして数多くの国際商事仲裁機関があるので、GCC商事仲裁センターがどこまで活用されるかは予測し難いところである。

その他では、司法大臣会議の承認を経て1995年の最高会議で採択された判決の執行や司法共助等に関する協定や、やはり司法大臣会議の承認を経て2003年の最高会議で採択された立法および司法上の協力に関するモデル協定が重要であると思われる。上記の1995年の協定は、GCC加盟国の裁判所の民事、商事、行政、身分に関する確定判決は、シャリーアに反するとか、適切な送達がなされなかったとかいった場合を除いては、他の加盟国において執行される旨を定めている。

5. 統合への動きの一環として作られた機関や組織

最後に、統合への動きの一環としてこれまでに作られてきた各種の機関や組織とその活動の中から、通商や経済に関係があると思われるものから幾つかを、極めてランダムになるが拾い出して、ご紹介してみる。

(1) GCC 特許庁

GCC特許庁は、1992年の最高会議において承認されたGCC特許法（1999年の最高会議において一部改正されている）に基づいて設立され、1998年から活動を開始している。所在地はサウジアラビアのリヤドである。同庁により認められた特許権の効力は、自動的にGCC加盟の6カ国に及ぶことになるので、中東地域での特許出願を考慮しておられる日本企業は同庁の利用を考えられると良いであろう。ただ問題は、GCC特許庁への特許出願の件数が年々増加しているにもかかわらず、処理件数の方はこれを大幅に下回っている（その結果未処理件数が溜っていつている）ことである。同庁では審査のかなりの部分を外国の特許庁に委託すると共に、自前の審査官の養成や研修を進め

て来ているようなので、今後は審査を待つ件数が漸減するものと期待できるのではなからうか。

なお、GCC特許庁は特許のみを審査対象としているので、商標や意匠については、各加盟国の特許庁に個別に登録出願をする必要がある。GCC統一商標法が2006年の最高会議で承認され、カタール、UAE、サウジアラビアの3カ国は批准している（サウジアラビアは国内法化の手続きも終えた）が、同法でも登録手続きの一本化は規定されておらず、そのため、商標や意匠の保護は従来通り各国の制度に依ることになる。

(2) GCC Standardization Organization (GSO)

GSOは2001年の最高会議の決議に基づいて設立された、GCC経済協定の対象となる経済・通商・産業活動に適用される規格や基準の標準化を目的とする機関である。本部はサウジアラビアのリヤドに置かれている。GSOには、各加盟国の標準化担当関係をメンバーとする Board of Directors の他に、Technical Councilと事務局が置かれる。この機関は、GCCとしての統一標準規格の策定を目指しているが、各加盟国の検査機関に直ちにとり代わるものではない。しかし、経済面での統合の進展につれてこの機関の重要性も増してくると思われるので、その動向に注意を払っておく必要はあろう。

なお、GSOの設立根拠法規である Bylaws の前文の末尾には“… to establish GSO in preference to transforming the Saudi Arabian Standards Organization (SASO) into a Gulf organization”という規定が置かれている。その趣旨が今一つ不明瞭である（原文のアラビア語文では「SASOをGSOに変えることに代えて」と読めるが、これも意味が良く判らない）が、少なくともサウジアラビアの影響力が強いことは読み取れそうである。

(3) GCC-Technical Secretariat of Anti-Dumping

GCCは2003年の最高会議でダンピングの防止等に関する統一法を採択したが、同法およびその

施行規則によると、ダンピングの疑いがある場合の調査等は、各加盟国の次官クラスの代表から成る Permanent Committee (PC) とその事務局 (Technical Secretariat of PC) が管轄する (調査自体は、事件毎に組織される Investigation Committee が行う) ものとされているので、PC やその事務局の報告や広報資料等に注意をする必要があろう。

(4) GIC (Gulf Investment Corporation)

GICはGCC加盟6カ国の政府が共同出資して作った投資会社である。いわゆるソブリン・ファンドの一つと考えて良いのであろう。1983年11月クウェートにおいて資本金4億2,000万ドルで設立されている。2009年末の払込資本金は21億ドルである。目的はGCC加盟各国の経済統合と発展を促進するために、電力、水資源、石油化学、鉄鋼業を始めとするGCC加盟国内の基本産業や金融部門へ投資することであるが、国営企業の民間化に関連する投資もしているようで、資金運用を第一の目的とする一般のソブリン・ファンドとは違うと言えそうである。

ちなみに同社のホームページの社史には、National Titanium Dioxide Manufacturing Co. や、Jubail Water and Power Company (何れもサウジアラビアの会社) への投資が記載されているが、その他の主要な投資先も部門別、国別で調べることができる。

(5) GCC Railway Project

最後に、まだ計画の段階ではあるが、そのための実施機関が来年(2014年)には設置されるかもしれないという現地の新聞報道もあるので、GCCの各加盟国を鉄道で繋ごうというプロジェクトについて触れてみる。

このプロジェクトはGCC設立直後から考えられてきたもので、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、カタール、オマーンの順に北(クウェート市)から南(オマーンのサララ市)まで

の約2,200キロを鉄道で結ぼうという構想である。総予算額は、2009年9月に行われた予備調査では、電化の場合なら250億ドル、ディーゼル車であれば150億ドルとされたが、最近の報道では総額2,000億ドルという数字を示しているものが多い（ただし、後者にはサウジアラビア、カタールおよびクウェートにおける地下鉄建設の費用が含まれている模様である）。

今年に入ってGCCでは、9月に交通大臣の、また10月には財務大臣の会議が開かれており、これらの会議でこの鉄道プロジェクトについても話合われたことは間違いないが、その詳細は明らかにされていない。ただし、財務大臣会議後の新聞報道では、交通大臣会議の結果に照らすとGCC事務総

局は世界銀行およびGCC加盟各国と協調して、フェージビリティ・スタディーの準備や、路線およびプロジェクトのパラメーターの確定に当たるべきであるというのが財務大臣会議の一致した意見であった、ということであるので、交通大臣会議ではこのプロジェクトの進行についてのかかなり積極的な指示を出したものと思われる、来年にはこのプロジェクトの実施機関が設立されるという見通しも、案外当たっているかもしれないという気もする。

このプロジェクトが成功裏に進んでいけば、それは単にGCCの統合の象徴となるに止まらず、域内の人やモノの移動の促進と、経済・通商の発展に多大な貢献をすることになり、GCCの統合は大いに推進されるであろう。

お知らせ

「中東諸国の法律事情とUAEの民法典」

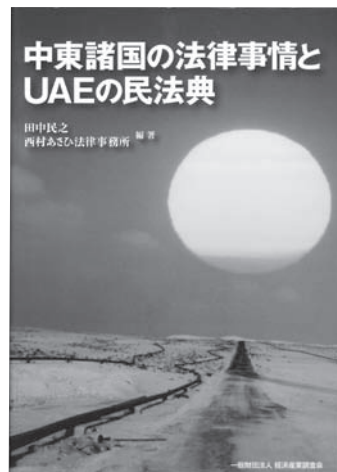
田中民之氏 著

西村あさひ法律事務所 編著

(一財)経済産業調査会 発行

本誌「中東情勢分析」欄に2012年4/5月号より連載論文「中東諸国の法律・司法制度」をご寄稿いただいています田中民之氏は、この度、西村あさひ法律事務所編著にて「中東諸国の法律事情とUAEの民法典」を上梓されました。

同書では、中東諸国とのビジネスに携わっておられるか、或いはこれから事業活動を始めようとされている日本企業の方々を対象に、イスラーム法（シャリーア）や現地法律事情、UAE民法の内容が紹介されています。中東諸国における法的諸問題に関する一定のガイドブックとして、中東諸国への進出及び更なる事業拡大を考えておられる日本企業の方々に大変役立つ内容となっておりますのでお知らせ致します。



【主な目次】

第1部 中東諸国の法律事情

- I. 商取引を律する規範としてのシャリーア
- II. 主要国の法律事情
- III. イスラーム金融

第2部 UAE 民法典概要

- I. 概略説明
- II. 各編のサマリーと解説

第3部 UAE 民法典